

真 和 第 4 0 号
平成 2 6 年 5 月 7 日

各 福 祉 事 務 所 長 様

救護施設 真和館
施設長 藤 本 和 彦

生活保護受給者等に対するHAPPY（節酒）
プログラム導入について ～福祉事務所主宰
アルコール健康教室開催のお奨め～

風薫る5月、貴福祉事務所に置かれては、益々、御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、かねてより、救護施設真和館の運営につきましては、格別なご支援・ご協力を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、救護施設真和館は入所者の半分の方が、アルコール依存症者であります。そのために、真和館においては、アルコール依存症者の処遇や支援には、特に、力を入れた取り組みをしています。

お蔭様で、最近の真和館のアルコール依存症者に対する処遇や支援の取り組みは、如何にして飲まないで過ごして頂くから、アルコール依存症から回復し、地域に戻り生活して頂くための支援まで、幅広い取り組みになって参りました。

このような中、折角の知識やノウハウを施設入所者だけでなく、広く社会にお役立て出来ないかと思っていたところに、独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター様が開発された節酒指導演法の研修会に参加（これまで5名の職員が参加済み）し、「HAPPYプログラム」というアルコール依存症になる恐れのある多量飲酒者に対する節酒指導のプログラムの使用許可を頂きました。

早速、試験的に「第1期のHAPPY(節酒)プログラム～真和館アルコール健康教室(4名の参加)～」をお屠蘇気分の冷めやらぬ平成26年1月3日に開講し、4月の5日に終了したところであります。

HAPPYプログラムは、基礎編、応用編から構成され、3回のセッション（1回60分～90分）を3ヶ月程度のうちに実施します。

本事業は真和館の社会貢献事業として実施しますので、教材費を含め全て、無料です。

また、福祉事務所や市町村の主宰事業として開催される場合も、職員を講師として無料で派遣致します。

真和館としては、持っている知識やノウハウを広く社会に役立てたいという強い希望を持っていますので、この文書をさし上げたところです。

受講者数につきましては、お1人でも喜んでお伺い致しますので、開催ご希望の福祉事務所様があられましたら、まずは、お気軽に真和館までお電話を下さい。